

令和6年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和6年9月3日

(15日間)

至 令和6年9月17日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 3号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 同意第 2号

日程第 8 同意第 3号

日程第 9 諮問第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 10 認定第 1号

日程第 11 認定第 2号

日程第 12 認定第 3号

日程第 13 認定第 4号

日程第 14 認定第 5号

日程第 15 認定第 6号

日程第 16 認定第 7号

日程第 17 議題第 39号

日程第 18 議題第 40号

日程第 19 議題第 41号

- 日程第 2 0 議題第 4 2 号
日程第 2 1 議題第 4 3 号
日程第 2 2 議題第 4 4 号
日程第 2 3 議題第 4 5 号
日程第 2 4 議題第 4 6 号
日程第 2 5 議題第 4 7 号
日程第 2 6 議題第 4 8 号
日程第 2 7 議題第 4 9 号
日程第 2 8 議案の委員会付託

出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 小 出 敏 裕 君 | 2 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 3 番 百 瀬 昇 一 君 | 5 番 小 林 幸 司 君 |
| 6 番 福 澤 倫 治 君 | 7 番 新 居 禎 三 君 |
| 9 番 三 澤 一 男 君 | 1 0 番 上 條 倫 司 君 |
| 1 1 番 大 池 俊 子 君 | 1 2 番 春 日 仁 君 |
| 1 3 番 大 月 民 夫 君 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 村 長 本庄利昭 君 | 副 村 長 赤羽孝之 君 |
| 教 育 長 根橋範男 君 | 代 表 監 査 員 住吉 誠 君 |
| 総 務 課 長 篠原雅彦 君 | 企 画 振 興 長 堤 岳志 君 |
| 税 務 課 長 兼 中村貞寿 君
会 計 管 理 者 | 住 民 課 長 村田鋭太 君 |
| 保 健 福 祉 古畑佐登志 君
課 長 | 子 育 て 支 援 課 長 中原美幸 君 |

産業振興課 中川俊彦 君

建設水道課 宮澤寛徳 君

教育次長 藤沢洋史 君

総務課 丸山晃弘 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 鈴木優子 君

◎開会宣告

○議長（大月民夫君） おはようございます。これより、令和6年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影、録音などをする場合は、事前に議長の許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名いたします。よろしくお願いします。

◎会期の決定

○議長（大月民夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月17日までの15日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長（大月民夫君） 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のごあいさつをお願いします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 8月29日に、鹿児島県に上陸いたしました歴代最強クラスの台風10号は、強風や洪水により九州などに大きな被害をもたらしました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本日は、令和6年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、例年に増しての酷暑の夏でありましたが、ようやく秋の気配を感じる季節となりました。

本村の夏の大きなイベントであります山形じゃんずらは、残念ではありましたが、雨天のため中止いたしました。花火につきましては、日を改めての実施に向けて、現在、調整を行っております。また、一昨日に予定しておりました総合防災訓練については、台風10号の接近に伴い、中止いたしました。地球温暖化の影響もあると思いますが、突然の豪雨などによる被害が例年のように頻発する近年の気象状況でございます。

2050年までに、松本平のゼロカーボン実現のための取組の1つとして、2市2村で構成しております松塩地区広域施設組合のごみの焼却炉の熱を利用した発電事業、また主に公共施設での太陽光発電事業などを民間企業と連携しながら推進するゼロカーボンエネルギー株式会社の設立総会が8月19日に開催されております。当村においても初期の目的を達成できるよう、出資金の一部を負担するなど、協力をしてまいりたいと考えております。

6月定例議会以降の工事及び備品の発注状況につきましては、お手元に配付をさせていただきます資料を御覧いただきたいと思います。

本日の定例会に提案申し上げます議案は、人事案件3件、令和5年度の山形村一般会計などの7会計の決算認定と、水道事業の剰余金の処分について1件、松本広域連合及び長野県後期高齢者医療広域連合の規約の一部改正がそれぞれ1件ずつ2件、条例の制定・一部改正・廃止の計4件、令和6年度補正予算5件の、合計21件でございます。

各議案につきましては、上程の際、説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、あいさついたします。

○議長（大月民夫君） ありがとうございます。

◎諸般の報告

○議長（大月民夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求者の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

なお、議長活動報告の中で、台風10号の影響で、急遽取りやめになった事項が一部記載されておりますが、ご容赦願います。詳細は後刻ご報告申し上げます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（大月民夫君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、6陳情第5号及び6陳情第6号の2件であります。

本日提案されました陳情2件については、山形村議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第3号

○議長（大月民夫君） 日程第6、報告第3号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 報告第3号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による「健全化判断比率」を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。

実質公債費比率についてであります、昨年度より0.9%下降し、6.0%となり、早期健全化基準には該当しませんでした。

また、将来負担比率は、前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営状況を判断する指標であります「資金不足比率」を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道事業の3公営企業会計とも資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準には該当しませんでした。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを求めます。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） ここで代表監査委員より「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

住吉代表監査委員。

（代表監査委員 住吉 誠君 登壇）

○代表監査委員（住吉 誠君） 令和5年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について申し上げたいと思います。

説明の前に、今回の報告第3号のページですが、報告第3号が1ページからページが振ってあります。実は監査委員の連名で村長に提出した際には今回の2ページというのが1ページでありまして、3ページが2ページ、4ページが3ページというようなことございまして、2ページのところに監査委員のほうからのページが振ってあ

りますけれども、今回の報告第3号の資料とはそこら辺がずれておりますので、まずご理解いただきたいと思います。

では、審査意見について申し上げたいと思います。

3ページを御覧いただきたいと思います。「健全化判断比率の審査意見」であります。

5番の「審査の結果」。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6「審査の意見等」。

(1)「健全化判断比率の状況」であります。これにつきましては、先ほどの村長の報告のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。監査委員の資料におきましては5年度、4年度、3年度の3年度間が載っておりますので、御覧いただきたいと思います。

(2)の「むすび」でございますけれども、これはまた御覧いただきたいと思いません。

次に4ページに行ってくださいまして、資金不足比率の審査意見であります。

5の「審査の結果」。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6「審査の意見等」。

(1)「資金不足比率の状況」につきましても、先ほどの村長の報告のとおりでございますので省略したいと思います。

なお、清水高原簡易水道事業会計につきましては、令和5年4月1日から公営企業の適用をされているということで、法非適から法適用企業になっております。

(2)の「むすび」につきましては、御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大月民夫君） 「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査委員についての報告が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終了いたします。

◎同意第2号

○議長（大月民夫君） 次に日程第7、同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価に対する不服を審査決定するために、市町村に設置するものとして地方税法に規定されており、山形村税条例第78条により定数3人と定められております。

この3人のうち、山形村四ツ谷下連絡班の上條君俊氏につきましては、令和6年9月30日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、上條君俊氏に再び委ねることが適当と考え、選任したいと思います。

ご同意を、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（大月民夫君） 次に日程第8、同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の説明を申し上げます。

現教育委員4名のうち、宮澤美香氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となります。

教育行政を取り巻く環境は大きく変化し、教育課題も複雑化・多様化してきております。こうした状況下でありますので、宮澤氏のこれまでの経験と保護者の視点を生かし、引き続き教育行政の運営に力を発揮していただきたいと考えております。

つきましては、宮澤美香氏を再び教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏が適任者であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第3号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、同意第3号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

◎諮問第 2 号

- 議長（大月民夫君） 日程第 9、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

現在人権擁護委員であります金井明子委員が、本年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに上竹田区宮村連絡班の百瀬博之氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦するとの規定から、議会の意見をお聞かせ願うものであります。ご審議をお願いいたします。

- 議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、諮問第 2 号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、諮問第 2 号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

（午前 9 時 2 0 分）

-
- 議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9 時 2 6 分）

○議長（大月民夫君） それでは、先ほど議題としました日程第7、同意第2号の議案について、お諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第8、同意第3号について、お諮りいたします。

本案件も、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論はないようでありますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、同意第3号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第9、諮問第2号について、お諮りいたします。

本案件も既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

討論はございますか。

(発言する者なし)

- 議長（大月民夫君） 討論がないようでありますので、討論を終結し、直ちに採決をいたします。

諮問第2号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定しました。

◎認定第1号～認定第7号

- 議長（大月民夫君） 日程第10、認定第1号から、日程第16、認定第7号までを、一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長（本庄利昭君） 認定第1号から認定第7号までの令和5年度の決算7件についての提案説明を申し上げます。

山形村の令和5年度の一般会計1会計、特別会計3会計、公営企業会計3会計の合計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。

詳細につきましては、令和5年度の決算を調製いたしました会計管理者から各会計につきましての説明をいたします。よろしくお願いたします。

- 議長（大月民夫君） 次に、会計管理者より認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

中村会計管理者。

(会計管理者 中村貞寿君 登壇)

- 会計管理者（中村貞寿君） それでは、認定第1号から第7号、令和5年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要について、一括してご説明いたします。

詳細につきましては、後日議会全員協議会において各課から説明の機会がございま

すので、決算書の款項別集計表に基づき、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要をご説明いたします。

ページにつきましては、紙の資料に基づき、ご説明いたします。

初めに、認定第1号、一般会計についてご説明いたします。

1、2ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

繰越明許費を含む歳入総額は、前年度と比較しまして、1,186万9,000円減額の42億9,564万6,000円。歳出総額は、2,158万円増額の41億9,060万円で、実質収支額は9,150万3,000円となりました。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越した額は4,557万4,000円です。

3、4ページの款項別集計表を御覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款の村税は、収入済額10億9,383万7,000円で前年度より2,856万6,000円の増額となり、収入未済額は1,569万円4,000円で412万2,000円の減額になりました。

10款の地方交付税は16億355万7,000円で4,657万2,000円の増額となっております。

5、6ページを御覧ください。

17款の寄附金は2,490万8,000円で、972万4,000円の減額となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。7、8ページを御覧ください。

2款の総務費は6億1,162万3,000円で、1億8,629万9,000円の減額となっております。

3款の民生費は12億5,947万6,000円で1億4,361万7,000円の増額となりました。

10款の教育費は4億452万2,000円で、8,888万2,000円の増額となっております。
256ページを御覧ください。

基金の保管状況につきましては、令和5年は総額2億3,733万1,000円増額となり、基金残高は32億7,578万5,000円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたしました。

次に、特別会計についてご説明させていただきます。

認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

1、2ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

歳入総額、前年度比9,401万1,000円増額の11億605万1,000円。歳出総額は8,372万3,000円増額の10億8,916万円。実質収支額は1,689万1,000円となっております。

3、4ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、国民健康保険税は2億2,526万8,000円で、127万6,000円の増額となり、収入未済額は455万9,000円減額の1,490万5,000円でありました。

5、6ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費は7億3,822万2,000円で、5,471万5,000円の増額となりました。

24ページを御覧ください。

基金の保管状況につきましては、国民健康保険支払準備基金として令和5年度末残高は3,540万円となっております。

認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

1、2ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

歳入総額は前年度比1,159万4,000円増額の1億78万1,000円。歳出総額は1,222万1,000円増額の1億42万9,000円で、実質収支額は35万2,000円となっております。

3、4ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、後期高齢者医療保険料は8,062万5,000円で893万5,000円の増額となり、収入未済額は52万円でした。

5、6ページを御覧ください。

歳出の2款、後期高齢者医療広域連合納付金は1億41万8,000円で、1,222万9,000円の増額となっております。

認定第4号、介護保険特別会計についてご説明いたします。

1、2ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

歳入総額は、前年比405万円減額の7億2,227万5,000円。歳出総額は846万8,000円増額の6億7,308万1,000円で、実質収支は4,919万4,000円となっております。

3、4ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、介護保険料は1億7,594万7,000円で、331万7,000円の増額となり、収入未済額は238万3,000円でした。

5、6ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費は1,342万9,000円増額の5億6,039万4,000円となっております。

4款、基金積立金は2,262万7,000円で、介護保険支払準備基金の令和5年度末残高は1億5,362万3,000円となっております。

次に、公営企業事業会計についてご説明いたします。

認定第5号、水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の上水13ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支ですが、水道事業収益は1億9,893万3,000円で、10万5,000円の減額。水道事業費用は1億7,793万9,000円で、1,622万3,000円の増額。純利益は2,990万3,000円となりました。

次に、資本的収支ですが、上水15ページを御覧ください。

資本的収入は84万4,000円。資本的支出は1億997万1,000円となりました。

差引不足額の1億912万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補てんしております。

積立金の保管状況は、減債積立金5,500万円、建設改良積立金3億8,000万円となっております。

認定第6号、清水高原簡易水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の簡水13ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支ですが、水道事業収益は2,134万円、水道事業費用は1,310万円で、純利益は823万9,000円となりました。

次に、資本的収支ですが、簡水15ページを御覧ください。

資本的収入は571万1,000円。資本的支出は1,236万9,000円となりました。

差引不足額の665万8,000円については、当年度分損益勘定留保資金、未処理分利益剰余金、消費税資本的収支調整額及び前年度引継金で補てんしております。

基金は、建設改良基金937万8,000円となっております。

認定第7号、下水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の下水17ページからの収益費用明細書に基づきご説明いたします。

初めに収益的収支ですが、下水道事業収益は3億8,229万4,000円で、1,392万円の減額。下水道事業費用は3億3,182万8,000円で、535万1,000円の増額。純利益は5,046万6,000円となりました。

次に、資本的収支ですが、下水18ページを御覧ください。

資本的収入は3億9,715万5,000円で3億850万3,000円の増額。資本的支出は3億2,528万3,000円で、5,559万4,000円の増額となりました。差引額は7,187万1,000円となっております。

基金につきましては、令和5年12月末をもって廃止し、取り崩した基金額は、資本的収入としております。

以上で、令和5年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算書の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（大月民夫君） 認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） 以上で、担当課長の詳細説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より令和5年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いいたします。

住吉代表監査委員。

（代表監査委員 住吉 誠君 登壇）

○代表監査委員（住吉 誠君） 令和5年度山形村の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見について申し上げたいと思います。

この審査意見につきましては、去る8月22日に監査委員2名で村長に提出しました。

内容でございますけれども、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見が2ページから8ページ、基金運用状況の審査意見が9ページ、公営企業会計決算の審査意見が10から14ページ、参考資料として15ページをつけてあります。

2 ページを御覧いただきたいと思います。一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見であります。

2 「審査の対象」ということで、一般会計及び3 特別会計となっております。

前年度までは特別会計が4 つあったのですが、清水高原簡易水道特別会計が公営企業になったということで、公営企業へ移行しております。

5 「審査の結果」でありますけれども、4 行目から「結果、前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました」。

6 「審査の意見等」、(1)「総括」、①「歳入歳出決算の状況」の表につきましては、前年度より若干変更してあります。変更点ですけれども、「区分」の一番上の「予算現額」を追加したということ。下の2 段の「前年度実質収支額」、それから一番下の「単年度収支額」の欄を新設したということであります。

数字につきましては、先ほど会計管理者から報告があったとおりでございますので、省略したいと思います。

3 ページを御覧いただきたいと思います。

ア「決算規模」ということで、決算規模につきましては、ほぼ前年と横ばい状態ということであります。

イ「決算収支」につきましては、一般会計、それから特別会計とともに、全部黒字ということになっております。

ウ「予算執行」につきまして、それぞれ収入率等を記載してありますけれども、5 年度については4 年度よりもすべて収入率等がアップしたという状況になっておりました。

次に、②「主要財政指標の状況」ということであります。

そこに5 つの指標がありますけれども、4 年度に比較して、すべての指標においてポイントが下回ったということで、数値についてはそれぞれ御覧いただきたいと思います。

③「基金現在高の状況」ということで、5 年度末の基金現在高は34億6,480万8,000 円ということで、前年度末と比較して2 億8,609万1,000円の増、9.0%の増ということになっております。

その下のところに財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の積立金額について載っておりますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、4ページに行ってくださいまして、④「村債現在高の状況」であります。

5年度末の村債現在高は22億8,595万2,000円ということで、前年度と比較してマイナスの8,650万2,000円、マイナスの3.6%ということになっております。

⑤「不納欠損額及び収入未済額の状況」であります。

ア「不納欠損額」でございますけれども、一般会計及び特別会計の不能欠損額は306万1,000円ということで、前年度と比較すると、マイナスの125万円、マイナスの29.0%となっております。

イ「収入未済額」でありますけれども、一般会計、特別会計の収入未済額は、3,361万2,000円ということで、前年度と比較すると、マイナス917万9,000円、マイナス21.5%ということになっております。

最後の行に一応文言を書いておりますけれども、4年度と比較しますと、収入未済額は非常に、職員の努力の結果ということで、すべてにおいて下回っているということで、その取組について評価するということでもあります。

次に⑥「翌年度繰越額及び不用額の状況」であります。

ア「翌年度繰越額」については、前年度まではこの表はなかったわけですがけれども、5年度から新設させていただきました。

一般会計の翌年度繰越額が4,557万4,000円ということになっております。

次に不用額ということでもあります。一般会計及び特別会計の不用額は1億4,920万9,000円ということでもあります。この表につきましては若干前年度から変更させていただいています。

この表の一番下ですけれども、「不用率」ということで、不用額を予算現額で割ったのについて、5年度が2.4%、4年度が2.8%、3年度が3.2%ということでありまして、年々非常に不用額が少なくなっている状況というのが、ここからもお分かりかと思えます。

5ページに行っていただきたいと思えます。

(2)の「一般会計」から(5)「介護保険特別会計」については御覧いただきたいと思えます。

(6)「是正又は改善を要する事項等」ということでもあります。

5年度の決算につきましては、指摘事項6件、要望事項7件が認められたということでもあります。

指摘事項6件ですけれども、①としまして地域おこし協力隊住居借上料の支出ということであります。

これにつきましては、地域おこし協力隊の住居借上料については、賃貸借の契約を貸主の2個人、1企業と、借主と村との間で締結しているわけでした、毎月支出しておりましたけれども、その支出命令票に必要な帳票類の「請求書」がありませんでしたということでありまして、6ページに行っていただきまして、これにつきましてはそれぞれの村の規則等の秩序を根本からゆがめることということで、指摘事項にさせていただきます。

②公共事業における農業振興地域の農用地区域からの除外であります。

これにつきましては令和5年度歩道設置事業に関わる土地について11筆、面積1,215平米余りを村で買収したわけですけれども、この土地については一応、俗に言う青地という地域でありまして、農振の白地地域に変更しなければならないということで、法令違反の状態が生じているということでもあります。

村や県で行う道路または村が設置する施設等の事業の用に供する土地については、一応、青地から白地に替えてやらなくてはいけないわけですけれども、平成12年から23年度までの間で、村の事業で11件、県の事業で2件、合計13件、117筆、1万4,387平米余りの農地が、その都度白地地域に変更する手続が行われました。

これは村としてというか組織の問題として、非常に制度を軽視する体質であるのではないかということでもあります。

続きまして③として、繰越明許費の土木費における土地売買契約の事務ということでもあります。

これも歩道設置事業になるわけですけれども、土地売買契約書については、売渡人9個人と買受人の村との間でそれぞれ締結しておりましたけれども、全ての契約書において土地の地番を誤記ということでもあります。それにもかかわらず、土地の売買を支払ったということでもあります。

監査委員の指摘によりまして、契約締結から7か月以上経過してから、売買契約書の地番訂正を講じた措置の対処の仕方を含めて、売渡人の信頼を失い、住民の理解を軽視する姿勢ではないかということでもあります。

④土木費における除雪ドーザ購入の契約事務についてであります。

除雪ドーザの購入につきましては6年度もあつたように聞いておりますけれども、この購入事務につきましては、競争入札通知を指名した村内外の5業者に送付しまし

たけれども、5業者すべてから入札辞退届が提出されまして、入札が不調となりました。

この入札不調を受けまして、今度は随意契約に切り替えまして、相手方として入札辞退した1業者から見積書を徴し、決定金額1,320万円で物品購入の仮契約を締結した後、村議会の議決を経て、除雪ドーザ購入は本契約となったという経過がございます。この随意契約の相手方を入札辞退した業者とした、これは非常に不可解で不透明な対応ということであります。

続きまして、⑤、⑥については内容的には一緒ですけれども、⑤は後期高齢者医療特別会計における保険料のマイナス収入未済額であります。

これにつきましては、後期高齢者の特別徴収保険料の現年度分についての収入未済額が「△2万900円」とされておりました。

それから⑥の介護保険特別会計の収入未済額のマイナスの問題ですけれども、これは4年度決算の審査意見において指摘事項としまして、これは去年の8月に提出しましたけれども、同年11月に監査委員の考え方でこんな対策案はどうだということ担当課に申し上げたわけですけれども、令和5年度の歳入歳出決算におきましても、7ページに行ってくださいまして、保険料の収入未済額が「△1万5,920円」とされておりました。

これは非常に曖昧で無責任な姿勢と言わざるを得ず、所管課間の連携問題、認識の甘さ等が露呈したと思っております。

続きまして、要望事項7件。件数が多いものですから、すべて説明はできませんので、非常にまれなケースといいますか、そこら辺を中心に申し上げたいと思います。

まず、7ページの一番下ですけれども、④の公債費における村債の繰上返済ということであります。

これは令和5年10月に実施されました県の起債事業実施状況調査の結果通知におきまして、次に掲げる指摘事項1件があったということです。

令和2年度の公共施設等適正管理推進事業ということで、対象事業費が1,189万1,000円ということで、借入金額が1,180万円ということでした。起債の借入れにつきましては10万円単位でございます。

次のところですが、本来の起債可能額は充当率90%ということで、1,189万1,000円に90%を掛けると1,070万円ということになります。1,070万円から借入額の1,180万円を引いた110万円については過充当ということで、繰上返済しなさいという

ことで県から指摘されておりました。

8 ページに行きますけれども、令和 6 年 3 月の一般会計補正予算に繰上返済額を計上した中で、手数料を含めて繰上返済を行いましたけれども、これは信頼低下は必至だということでもあります。

続きまして、8 ページの⑤ですけれども、諸支出金における、地域福祉基金への預金利子積立てであります。

この地域福祉基金というのは、本来、基金への積立てや取り崩すということを経ずに、基金から生じる運用益金、預金利子をもって、福祉の増進を図る事業等の財源に充てるための「果実運用型基金」ということにされておりました。

しかし、この基金の処理につきましては、この基金条例に反しまして、平成 28 年度から令和 3 年度の 6 年間に金額 285 万円余りが、一般会計の歳入歳出からの積立金として基金に編入されておりました。

この問題については 3 年度決算の審査意見、それから令和 4 年 1 2 月の定期監査において、運用益金の処理については指摘事項としましたけれども、令和 5 年 3 月の村議会第 1 回定例会において、この福祉基金条例の一部を改正する条例が可決され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されまして、運用益金は基金に編入されることになりました。

これもパーッと見ますと、監査委員が指摘したから条例を改正してしまったという、非常に村の姿勢がどうなのかということをお場でも申し上げておきたいと思っております。

続きまして⑥、⑦につきましては御覧のとおりになります。

(7) の「むすび」につきましては、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、9 ページの基金運用状況の審査意見をお願いしたいと思っております。

2 の「審査の対象」、1 基金ということで、土地開発基金が該当します。

5 「審査の結果」ということでありまして、2 行目の中ほどからですけれども、「前述のとおり審査した限り、重要な点において、村長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました」ということでもあります。

6 「審査の意見等」ということで、(1) 「土地開発基金の運用状況」につきましては、一番右の列ですけれども、決算年度末の現在高ということで、5 年度末は基金の総額が 7,904 万 2,000 円ということでありまして、前年度よりも 4 万円増加したということで、これは預金利子によるものということで、預金利子を基金に積み立てたということでもあります。

(2)の「むすび」につきましては、御覧いただきたいと思います。

続きまして、10ページをお願いしたいと思います。公営企業会計決算の審査意見であります。

2「審査の対象」ということで、3公営企業会計であります。

去年までは2つの公営企業だったわけですがけれども、5年度から清水高原簡易水道事業会計の決算が加わったということでもあります。

5「審査の結果」ということでありますけれども、3行目の中ほどからですが、「前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められ、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました」。

6「審査の意見等」であります。(1)「総括」ということで、①「損益計算書」。

この中で項目の3ですが、「経常利益」につきましては水道事業、簡易水道事業、下水道事業、それぞれ並べてありますので御覧いただきたいと思います。

11ページに行ってくださいまして、項目11の当年度未処分利益剰余金につきましても、水道事業会計、簡易水道事業、下水道事業について記載してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、②「貸借対照表」であります。項目1から4が資産関係、項目5から8が負債関係、項目9から12が資本関係ということでありまして、水道事業、簡易水道事業、下水道事業それぞれ載っております。

簡易水道事業が5年度から公営企業になったということですがけれども、比べていただきますと、簡易水道事業は水道事業、下水道事業に比べますと、非常に、あまりにも小さいということがお分かりかと思えます。

続きまして、③「企業債現在高の状況」であります。5年度末の企業債残高は14億7,602万5,000円ということでもあります。

続きまして、④の不納欠損額及び未収金であります。

ア「不納欠損額」は、公営企業会計の不納欠損が4万8,000円ということになっております。

イ「未収金」につきましては、水道使用料、清水高原簡易水道使用料、下水道使用料の合計で、未収金が418万2,000円ということ、これは3つの使用料ともすべて4年度に比べて増えているという状況であります。

それから、11ページの下(2)「水道事業会計」。

業務状況等が載っております、12ページに行ってくださいまして、③「資金収支」を御覧いただきたいのですけれども、キャッシュ・フロー計算書による資金残高は5億9,602万3,000円ということで、これは積立金、普通預金、定期預金、現金として、それぞれそこに記載してある金額で保管されております。

(3)「清水高原簡易水道事業会計」ですけれども、これは令和5年4月1日から公営企業会計になったということでありまして、業務内容等を記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

③「資金収支」でありますけれども、キャッシュ・フロー計算書による資金残高は588万1,000円ということで、これは普通預金として保管されております。

なお、固定資産として、建設改良基金がありますけれども、その金額が937万8,000円ということになっております。

(4)「下水道事業会計」でありますけれども、業務概要等を記載してありまして、13ページに行ってくださいまして、③「資金収支」でありますけれども、キャッシュ・フロー計算書による資金残高は3億9,200万2,000円ということで、普通預金それから定期預金として保管されております。

(5)「是正又は改善を要する事項」ということでありまして、5年度決算におきましては指摘事項2件、要望事項3件ということでありまして、

まず、指摘事項2件であります。

公営企業会計の職員給与費の支出ということでありまして、これは、公営企業会計は3つあるのですけれども、水道事業会計に職員2名で金額1,314万4,000円ということで支出されています。

また、一般会計への職員給与費負担金として、そこに水道事業、簡易水道事業、下水道事業、それぞれの金額を載せてありますけれども、特に下水道事業は職員1人の給与費が5割を超えているという状況でありまして、公営企業としての運営コストの削減、住民負担の軽減に取り組んでくださいということ、申し上げてあります。

それから次の②公共下水道施設整備推進基金への分担金積立であります。

これは去年の令和4年度決算の審査意見において、分担金積立については、指摘事項とさせていただきます。

下水道事業受益者分担金は、下水道事業が公営企業に移行しました平成27年度から令和4年度までの8年間に7,700万円、令和5年度4月から12月までに525万円ということで合計8,225万円の収入が計上されておりましたけれども、基金積立は全

く行われなかったということでもあります。

監査委員の指摘を受けたからかどうか分かりませんが、令和5年12月の令和5年第4回定例会において、この下水道の基金を廃止する条例が可決されて、令和6年1月1日に施行されたということでもあります。

この下水道推進基金の令和5年12月末現在高は2億3,464万4,000円ということで、この金額すべてが下水道事業会計の「現金・預金」となったということでもあります。

そして令和5年度の分担金525万円についても、基金積立てが全く行われなかったということで、監査委員としては暗然たる思いですし、この基金の意義というものをどのように感じているのかということをお願いしたいと思います。

それから最後のところですが、清水高原簡易水道事業の建設改良基金の取扱いはどうかということでもありますけれども、今回の議会の定例会でこの辺の基金についての廃止の条例が提案されているかと思っています。

それから14ページを御覧いただきたいと思います。要望事項3件であります。

1件だけ申し上げますけれども、②の水道配水管布設替工事の契約事務についてであります。

財務規則の中では「指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を5人以上指名しなければならない」とされておりますけれども、5年度の水道配水管敷設替工事2件において、指名競争入札の指名は村内3業者として入札が行われたということでもあります。

これについては、非常に競争力が低下しますし、契約業務自体が内向きな思考で形骸化しているのではないかと申し上げます。

(6)の「むすび」につきましては、御覧いただきたいと思います。

それから15ページですが、「是正又は改善を要する事項等の年度別件数」ということで、令和5年度、令和4年度、令和3年度ということで、それぞれ件数を載せてありますので、御覧いただきたいと思います。

ということで、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見の報告とさせていただきます。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにいたします。

それでは、質問のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第39号

○議長（大月民夫君） 日程第17、議案第39号「令和5年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第39号「令和5年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容としましては、未処分利益剰余金7,700万9,000円となっておりますが、そのうち2,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの5,700万円は翌年度へ繰り越すものであります。ご審議をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大月民夫君） 詳細説明があれば、求めます。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第39号についての質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第40号・議案第41号

○議長（大月民夫君） 日程第18、議案第40号、及び、日程第19、議案第41号について、一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第40号「松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について」の説明を申し上げます。

3市5村で負担しております松本広域連合の消防費負担金ではありますが、人口及び消防・救急活動件数に係る5村の占める割合が減少傾向にあるのに対し、負担金の負担割合は現在の市村となった平成22年度より増加傾向にあることから、負担金算定の基準となる「消防費基準財政需要額」のみでの算定方法を見直し、人口や出動件数の変動が負担割合に反映される「人口割」を一部導入するため、算定基準の変更及び規約の変更をするものであります。ご審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○総務課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(大月民夫君) 次に、議案第41号についての詳細説明はありますか。

○住民課長(村田鋭太君) ありません。

○議長(大月民夫君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第42号

○議長(大月民夫君) 日程第20、議案第42号「山形村犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第42号「山形村犯罪被害者等支援条例の制定について」の説明を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、村の責務、村民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等を総合的かつ計画的に支援するものであります。

審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを求めます。

篠原総務課長。

- 総務課長（篠原雅彦君） よろしくお願ひいたします。山形村犯罪被害者等支援条例ということで、今回、新規で制定をしたいということで、上程をさせていただいております。

こちらの条例につきましては、6月に長野犯罪被害者支援センターの方が見えまして、こちらの制定を求めるといふことで見えたところであります。

内容を見ていただきますと、第1条に目的がございます。犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進と。被害者が受けた被害の早期回復、軽減、そして生活の再建といったところを幾らかお手伝いできればということで条例を定めていきたいという内容でございます。

具体的にはというところは、当然要綱を定めていかなければいけないところ。特に4ページにあります第11条の日常生活の支援、第13条の経済的負担の軽減といったところが、要綱が必要になってくる部分であります。

今、こちらについても要綱については形になってはいるところなのですが、まずは条例が議決されないとなかなか先には進んでいかないというところもございませぬ。細部につきましては今後の課題かと思ひますけれども、来年の4月1日から対応できる形で進めていきたいということで、今回条例を上程させていただくというものでございませぬ。よろしくお願ひいたします。

- 議長（大月民夫君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第42号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

- 議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

ここで少し遡って申し訳ございませぬ。議案第41号について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 先ほど41号の提案説明を落としてしまいましたので、説明を申し上げます。

議案第41号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」

の説明を申し上げます。

国の制度改正に伴い、山形村が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものであります。

昨年12月に、いわゆるマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和6年12月2日に現行の被保険者証の発行が廃止されることになりました。

現行の規約では、被保険者証の発行等を含め、広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙しておりますので、国の制度改正に合わせて、これを高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行うものとされた事務を処理するための変更をするものであります。

以上、追加で説明させていただきました。

○議長（大月民夫君） 村長の説明が終わりました。

議案第41号について、詳細説明があれば求めます。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは議案第41号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） それでは質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第43号

○議長（大月民夫君） 日程第21、議案第43号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第43号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

令和6年12月2日以降、新規での被保険者証の発行がされなくなることに、現在の条例内では被保険者証の返還を求めても応じない場合に対して罰則規定を定めありますが、被保険者証はなくなり、いわゆるマイナ保険証と資格確認証のどちらかの所持となり、返還するものがなくなる状態となることから当該部分を削除する改正

を行うものでございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第43号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第44号

○議長（大月民夫君） 日程第22、議案第44号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第44号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」の説明を申し上げます。

山形村清水高原簡易水道建設改良基金は、地方自治法第241条の規定により、清水高原簡易水道の建設改良資金に充てるため、設置されております。

公営企業会計移行前は、前年度からの繰越金のおよそ50%を積立金として積み立てておりましたが、公営企業会計では、利益剰余金を減債積立金及び建設改良積立金等に処分することができることとなっております。

これらのことから、特定の用途目的である基金条例を廃止し、基金の全額を現金・預金に振り替え、現在の経営に合った運営が行えるようにするものでございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があれば、これを求めます。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（大月民夫君） それでは、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第45号～議案第49号

○議長（大月民夫君） 日程第23、議案第45号から、日程第27、議案第49号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第45号から議案第49号の令和6年度補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

「令和6年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算の補正、地方債の補正を行うものであります。

第1条の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に1億5,769万2,000円を追加し、補正後の予算規模を43億2,936万1,000円とするものです。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税として3,242万6,000円、分担金及び負担金に546万9,000円、国庫支出金に4,888万5,000円、県支出金に327万1,000円、繰入金に351万9,000円、繰越金に5,150万2,000円、諸収入に1,290万4,000円を追加しております。

歳出予算では総務費で1,026万4,000円、民生費で4,200万3,000円、衛生費で3,815万1,000円、農林水産業費で449万9,000円、土木費で1,537万円、消防費で159万6,000円を追加したほか、地方財政法の規定に基づき、令和5年度決算の剰余金を積み立てる予算計上をしたため、諸支出金で4,575万2,000円の追加計上をしております。

第2条の「地方債の補正」では、「臨時財政対策債」は国から示された発行可能額に合わせて限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第46号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に2,204万5,000円を追加し、総額を10億5,714万2,000円とするもので、主な内容としては、歳入では、令和5年度の普通交付金の精算金525万5,000円と、前年

度からの繰越金1,679万円を計上しました。

歳出では、先ほど説明した精算金を県に償還するための費用として525万6,000円、繰り越した額のうち一定額を基金に積むために895万円、事務費のうち補助対象となる事業を一般会計から組み替えた67万6,000円、過年度資格喪失者への保険税の歳出還付のための費用として50万円をそれぞれ計上しました。

次に、議案第47号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に2,719万4,000円を追加し、総額を1億1,725万4,000円とするものです。歳入では、保険料の本算定による調定額の増で、特別徴収保険料1,320万円、普通徴収保険料906万円をそれぞれ計上しました。これにより、歳出の県広域連合への保険料等負担金額を増額しております。

次に、議案48号「令和6年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出にそれぞれ5,028万9,000円を追加し、総額を7億39万8,000円とするもので、主に前年度決算に伴うものであります。

歳入予算では主に、繰越金に4,918万4,000円、繰入金に131万7,000円を計上しております。

歳出予算では主に、基金積立金に2,882万5,000円、国庫支出金等の過年度返還金に1,737万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第49号「令和6年度山形村水道会計補正予算(第2号)」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出において水管橋修繕工事の増に伴い、配水及び給水費の修繕費に2,000万円を増額するものであります。

また、資本的収入においては、消火栓取付等工事箇所が増に伴う、他会計負担金で214万2,000円を増額。資本的支出では、建設改良費の水管橋布設替工事に1,100万円と設計委託料に330万円を増額し、消火栓取付費を214万2,000円増額するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを求めます。なお、説明は着座のままで結構です。

初めに、議案第45号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 重なる部分があるかと思えますけれども、よろしくお願
いたします。

一般会計補正予算第3号につきましては、今回、1億5,769万2,000円の追加をお願
いするという内容でございます。

まず歳入についてということで、補正予算書、2ページ、3ページが歳入になりま
すので、御覧いただければと思います。

まず、10款の地方交付税でありますけれども、普通交付税・特別交付税合わせま
して3,242万6,000円。14款の国庫補助金であります。こちらはデジタル基盤改革支
援補助金を中心ということになりますが、4,888万5,000円。19款の繰越金につい
ては5,150万2,000円。20款の諸収入であります新型コロナワクチン助成金が金額の大
半を占めるということになりますが、1,290万4,000円。こちらについては追加計上を
お願するものということでもあります。21款の村債につきましては、臨時財政対策
債の発行可能額確定に伴いまして1万8,000円の減額をお願するものということ
であります。

歳出につきましては、4ページ、5ページを御覧いただきたいと思えます。

2款の総務費に1,026万4,000円、3款の民生費に4,200万3,000円、4款の衛生費に
3,815万1,000円、8款土木費については1,537万円、13款の諸支出金に4,575万2,000
円の追加計上をお願するものということでもあります。

6ページを御覧いただきたいと思えます。こちらについては地方債の関係になりま
す。1件の起債について補正を行うものということで、先ほども申し上げましたが、
臨時財政対策債限度額が890万円から888万2,000円に変更をお願したいというこ
とで、1万8,000円の減額という内容になります。

詳細につきましては、10ページ以降の説明書を御覧いただければと思えます。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第46号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第47号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（村田鋭太君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第48号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（大月民夫君） 次に、議案第49号についての詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 詳細説明といたしますか、先ほど村長の提案説明の中で収益的支出において、配水及び給水費の修繕費に2,000万円と申し上げましたが、200万円の増額ですので、申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○議長（大月民夫君） 提案説明が終わりました。

これより議案第45号から議案第49号までについて一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合も一括して質問してください。答弁は、その後行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（大月民夫君） 日程第28「議案の委員会付託」を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第39号から議案第49号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（大月民夫君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会といたします。

（午前10時33分）
